

低圧電気取扱い業務特別教育

◆松山地区の開催予定日時、会場、受付期間、定員

	実施日	時間	会場	受付期間	募集定員
1	4月20日(金)	8時30分～18時00分	岩本ビル	2月20日(火)～4月6日(金)	30名
2	8月8日(水)		ゴールドビル味酒	6月8日(金)～7月25日(水)	100名
3	11月20日(火)		岩本ビル	9月20日(木)～11月6日(火)	30名
4	2月7日(木)			12月7日(金)～1月24日	

- ・岩本ビル4階会議室 住所：松山市大手町1-10-1、電話番号：089-947-3051(松山支部)
- ・ゴールドビル味酒2階大ホール
住所：松山市味酒町1丁目-10-2、電話番号：089-933-3001(当日の会場連絡先)
- ・申込み状況により実施日、場所等の変更もあります。

◆講習科目、時間…昼食、休憩、確認試験等があり実際の講習時間は上記時間帯となります。

低圧の電気に関する基礎知識	1時間
低圧の電気設備に関する基礎知識	2時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2時間
関係法令	1時間
(合計7時間)	

◆受講資格…当協会では学科講習のみを実施しています。

低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について7時間以上（開閉器の操作のみを行なう者については1時間以上）の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

◆受講料…消費税含む

	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)
一般	9,720	702	10,422
会員	6,480		7,182

◆法律根拠

- ・労働安全衛生法第59条の規定により、電気取扱い等の危険業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・特別教育を必要とする業務

労働安全衛生規則第36条第4号

- ・低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

低圧とは、交流にあっては600V以下、直流にあっては750V以下の電圧をいう。



◆補足説明

- ・低圧電気取扱業務を行う場合には、経済産業省の資格である電気工事士を取得していても、安全確保・事故防止の為、厚生労働省管轄の特別教育の修了が必要となります。
- ・充電電路、充電部分について
充電電路とは、裸線(露出部分等)に触れれば感電する通電の状態です。この「充電電路の敷設若しくは修理の業務」とは、充電電路(活線)状態で電動工具のコードが破線している時に絶縁テープを巻いて修理することなどが含まれます。又、開閉器等で充電部分が露出した刃型開閉器(ナイフスイッチ)等の操作はこの業務に該当します。